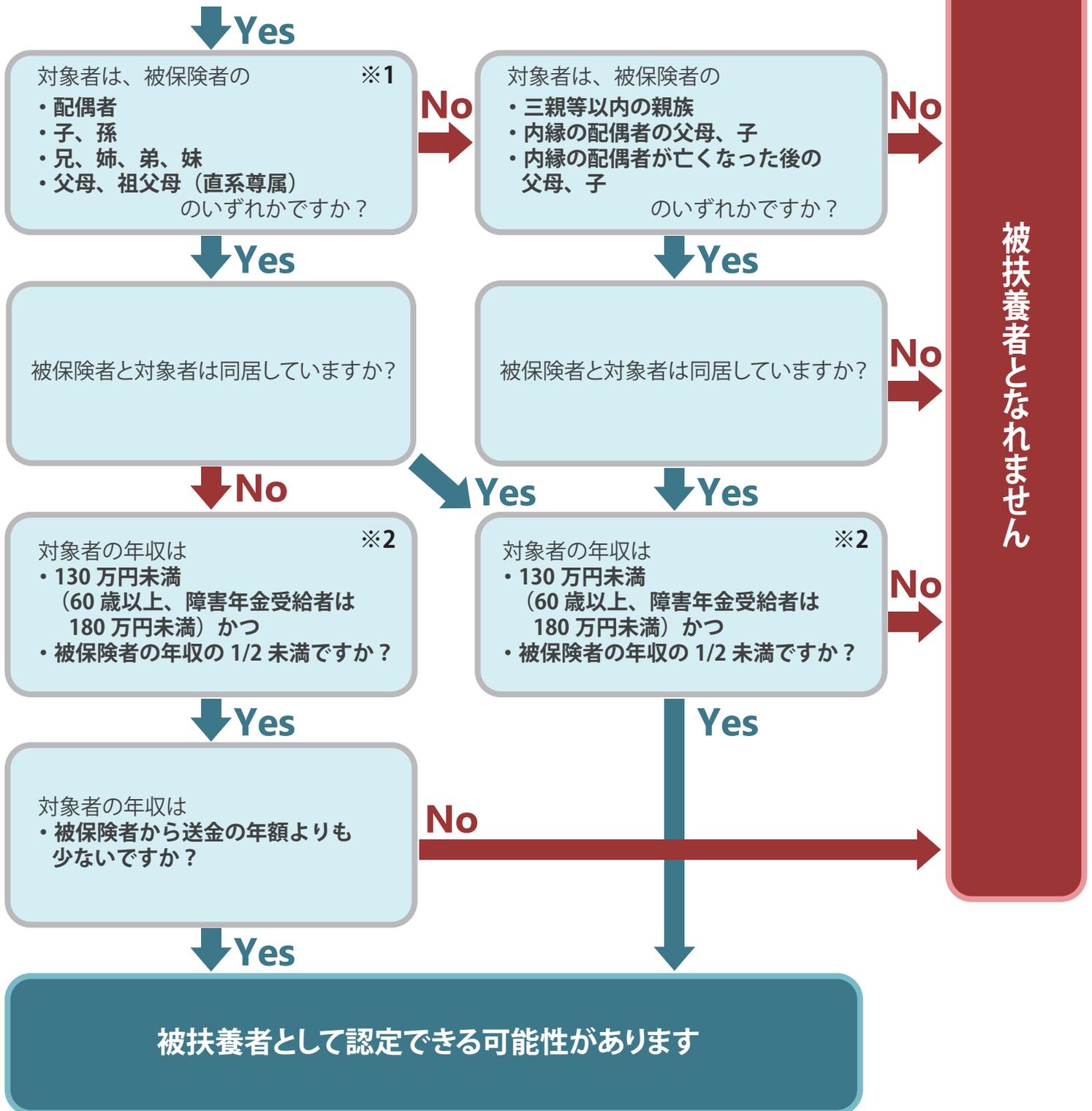


START:

対象者は被保険者に主として生計を維持されていますか

No



※1 平成28年10月1日改正

※2 平成28年10月からの短時間労働者の社会保険適用拡大（従業員501人以上の事業者が対象）により、パート等の勤め先の被保険者となる方は、被扶養者としての加入資格はありません。